

石川県公報

令和7年12月26日

第13870号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

- 指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届出
(地域医療政策課) 1
- 保安林の指定
(森林管理課) 1
- 令和8管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）
(水産課) 2
- 漁業災害補償法108条第2項の規定による同意の認定
(同) 3
- 県道の区域の変更
(道路整備課) 3
- 県道の区域の変更
(同) 3
- 県道の供用の開始
(同) 4
- 県道の供用の開始
(同) 4

公告

- 特定調達契約に係る入札公告
(文化振興課) 4
- 石川県立こころの病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告
(地域医療政策課) 6
- 石川県立こころの病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告
(同) 8
- 土地改良区の役員退任公告
(農業基盤課) 9
- 土地改良区の役員就任公告
(同) 9
- 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告
(同) 10
- 土地区画整理組合の理事就任公告
(都市計画課) 10
- 選挙管理委員会**
- 不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定
11

告示

石川県告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から、次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社北国クレジットサービス
- 2 事務所の所在地
(変更前) 金沢市片町2丁目2番15号 北国ビル7階
(変更後) 金沢市広岡2丁目12番6号
- 3 事務所の所在地を変更した日
令和7年9月1日

石川県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

- 1 保安林の所在場所
河北郡津幡町字倉見子97から100まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第401号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8年管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和7年12月26日

石川県知事 馳 浩

さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8年管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

第2 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

第3 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
83,500トン
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	6,000トン
石川県その他漁業（定置漁業等）	24,000トン

第4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
15,000トンの内数
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	15,000トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

58,000トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	58,000トンの内数

石川県告示第402号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

ななか第2加入区

1 発起人の住所及び氏名

七尾市能登島鰯目町55部17番地 鰯目大敷網株式会社
七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地 木戸 信裕

2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区（能登島鰯目町及び能登島八ヶ崎町の区域に限る。）

3 区分

大型定置漁業（小型定置漁業を併せ営む漁業を含む。）

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和7年11月19日

石川県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
上黒丸大谷線	珠洲市大谷町乙字2番1地先から 珠洲市大谷町11部21番地先まで	旧	8.35～14.15	46.8	珠洲土木事務所 維持管理課
	同上及び 珠洲市大谷町乙字2番1地先から 珠洲市大谷町11部21番地先まで	新	同上及び 7.88～11.27	同上及び 46.8	

石川県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和8年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
丸山加賀線	小松市那谷町ヌ179番地先から 小松市那谷町ヌ186番4地先まで	旧	10.86～25.06	104.8	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市那谷町ヌ179番地先から 小松市那谷町ヌ186番4地先まで	新	10.86～26.90	104.8	

石川県告示第405号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。なお、その関係図面は、令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
上黒丸大谷線	珠洲市大谷町乙字2番1地先から 珠洲市大谷町11部21番地先まで		珠洲土木事務所 維持管理課
小松辰口線	能美市館町50番1地先から 能美市館町38番1地先まで	令和7年12月26日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	能美市館町9番1地先から 能美市金剛寺町24番2地先まで		

石川県告示第406号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。なお、その関係図面は、令和8年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
丸山加賀線	小松市菩提町ハ1番1地先から 小松市那谷町リ1番1地先まで	令和8年1月4日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県立図書館清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に關し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

金沢市小立野2丁目43番1号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 令和7年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年石川県告示第107号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付された者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

(4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。

(5) 業務責任者、作業責任者又は副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

(6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を令和5年1月1日以後、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加者資格確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加者資格確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、令和8年1月16日（金）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号

石川県立図書館 経営管理課

電話番号 076-223-9565

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和8年1月29日（木）午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

令和8年2月5日（木）午前10時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(5) 開札の日時及び場所

令和8年2月5日（木）午前10時

石川県立図書館 研修室3

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならぬ。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、(4)の場所で随時受け付けている。

(4) 競争入札参加者資格審査申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ

電話番号 076-225-1261

(5) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であつて、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of services required

Cleaning of the Ishikawa Prefectural Library

(2) Contractual period

From 1 April 2026 through 31 March 2027

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Library

(4) Time limit of tender

10:00 a.m. 5 February 2026

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Ishikawa Prefectural Library

2-43-1 Kodatsuno Kanazawa 920-0942 Japan

TEL 076-223-9565

石川県立こころの病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

1 委託事業の概要

(1) 名称

石川県立こころの病院医療事務等業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立こころの病院医療事務等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定する内容

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者又は再生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者又は更生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 令和7年4月1日現在、精神科を標ぼうする病床数200床以上の病院で医療事務等業務の受託実績を有する者であること。
- (9) 令和7年4月1日現在、「ISO／IEC27001／JISQ27001」の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者であること。

3 仕様書等の交付場所等

- (1) 交付場所
〒929-1293 かほく市内高松ヤ36
石川県立こころの病院事務局総務課
- (2) 交付方法
(1)の交付場所において書面により交付
- (3) 交付期間
令和7年12月26日（金）から令和8年1月23日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所
3(1)の交付場所に同じ
- (2) 提出期限
令和8年1月23日（金）午後5時
- (3) 提出方法
持参（県の休日を除く。）又は郵送（提出期限内に必着とする。）により提出すること。

5 審査方法

2の参加資格等を満たすと認めた者の提出した企画提案について、書面審査等を実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

- (1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分配慮する。

石川県立こころの病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和7年12月26日

石川県知事 駢 浩

1 委託事業の概要

- (1) 名称
石川県立こころの病院給食業務委託
- (2) 委託事業の内容

石川県立こころの病院給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定する内容

- (3) 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者又は再生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者又は更生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の7第3号及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定められている基準に適合している者又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定を取得している者であること。

- (9) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数が200以上のもので給食業務を2年以上継続して自ら実施した実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付場所等

- (1) 交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院事務局総務課

(2) 交付方法

(1)の交付場所において書面により交付

(3) 交付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月23日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所と同じ

(2) 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時

(3) 提出方法

持参（県の休日を除く。）又は郵送（提出期限内に必着とする。）により提出すること。

5 審査方法

2の参加資格等を満たすと認めた者の提出した企画提案について、書面審査等を実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分配慮する。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年12月26日

石川県知事 馳 浩

牧土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	亀田 稔	小松市下牧町ホ104番地	令和6年3月30日
〃	田嶋 輝雄	小松市育成町43番地	〃
〃	杉山 茂良	小松市安宅新町ニ1番地14	〃
〃	新田 武志	小松市浮柳町丙44番地	〃
〃	元田 芳幸	小松市丸の内町2丁目100番地	〃
〃	川本 晴雄	小松市丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	河本 富喜夫	小松市下牧町1丁目41番地	〃
〃	越田 藤之久	小松市下牧町1丁目5番地	〃
〃	小西 正治	小松市草野町ホ10番地	〃
〃	北嶋 賢司	白山市一塚町648番地25	〃
監事	岡田 幸太郎	小松市安宅新町甲18番地89	〃
〃	岸野 利則	小松市鶴ヶ島町タ15番地	〃
〃	北野 智久	小松市下牧町1丁目43番地	〃

加賀三湖土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	宮元 陸	加賀市片山津温泉セ1番地5岡谷マンション	令和7年10月29日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

牧土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	河本富喜夫	小松市下牧町1丁目41番地	令和6年3月31日
〃	新田武志	小松市浮柳町丙44番地	〃
〃	岸野利則	小松市鶴ヶ島町タ15番地	〃
〃	元田芳幸	小松市丸の内町2丁目100番地	〃
〃	川本晴雄	小松市丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	小西正治	小松市草野町ホ10番地	〃
〃	升田英治	小松市丸の内町1丁目122番地	〃
〃	源田誠治	小松市下牧町1丁目32番地	〃
〃	山本正人	小松市安宅新町ニ12番地35	〃
〃	加藤透	小松市鶴ヶ島町タ58番地	〃
監事	北野智久	小松市下牧町1丁目43番地	〃
〃	北嶋賢司	白山市一塚町648番地25	〃
〃	山川隆介	小松市義仲町78番地	〃
〃	竹田明	小松市下牧町己110番地	〃

加賀三湖土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	山田利明	加賀市富塚町ホ16番地	令和7年12月4日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和8年1月5日から同年2月3日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	東三階地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

令和7年12月26日

石川県知事 駆 浩

白山市石立町土地区画整理組合

就任した理事

氏名	住所	就任年月日
石村正幸	白山市石立町127番地	令和7年11月25日
大西文孝	白山市石立町64番地	〃
北川政信	白山市石立町4番地	〃
長戸敏雄	白山市石立町108番地	〃
安田初一	白山市石立町17番地	〃

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第129号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

令和7年12月26日

石川県選挙管理委員会

名称	所在地
特別養護老人ホームめぐみの里	小松市平面町133番地1

